

審議会等の会議結果報告書

課所名

都市計画課

会議名 第51回諏訪市都市計画審議会

開催日時 令和7年12月17日(水)13時30分から15時05分まで

出席者

(敬称略)

○諏訪市都市計画審議会委員(11人)

今井 晴彦 小泉 幸善 藤森 紀保 山谷 恭博 佐久 秀幸
吉澤 さつき 小松 郁俊 北原 悠二郎 金子 田美
加藤 慎一(木下英樹委員代理) 中神 達也(上原正樹委員代理)

○諏訪市長

金子 ゆかり

○諏訪市都市計画審議会幹事(15人)

柳平 直章 藤森 孝昭 中澤 健一 徳永 理恵 柿崎 茂
雨宮 寛之 樫尾 政行 新村 憲悟 山寺 弘文 山本 浩二
藤森 平二 岡田 永史 笠原 彰 向山 陽光 金子 健一郎

○事務局(2人)

小野 舞 柳平 高佑

○その他出席者(3人)

株式会社地域総合計画 野平 芳一
株式会社地域総合計画 西澤 貴文
株式会社地域総合計画 梅本 成章

○(傍聴人1人)

資料

次第、資料

報告内容及び会議結果(要旨)

報告(1) 諏訪市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

諏訪湖スマートIC供用開始による交通量の増加に伴う屋外広告物(屋外に設置する看板)の増加が見込まれることから、現状の良好な景観の維持を図るため、ヨットハーバー入口から岡谷市境に向かう道路の左側に位置する地域について、道路境界線から 50m 以内の範囲を令和 8 年 4 月 1 日より禁止地域に指定するもの。

【質疑・意見】

(質問)交通量が増えそうだということだが、どのくらい増えそうなのか。

(回答)諏訪湖スマートICの計画交通量は、1日 3,600 台。今回対象となるさぎなみロードの交通量は、10月調査では前回 5月調査から 5%ほど交通量が伸びており、諏訪湖スマートICから諏訪市街地へ向かってくる車が増えているという兆候は掴んでいる。交通量については、引き続き調査していきたい。

(質問)令和 8 年 4 月 1 日に施行されるが、現在立っている看板はそれまでに立て替えるのか、また、立て替える期間についてどのくらい考慮しているのか。

(回答)規制対象となる、現在 10 mを超えている看板については、デザインや設置位置等の変更が何もなければ、現在のまま引き続き設置できる運用とする。

(質問)諏訪湖周の景観に関わってくることだが、岡谷市、下諏訪町と議論する場は設けているのか。

(回答)岡谷市と下諏訪町は長野県の屋外広告物条例を適用しており、独自の条例を持っていない。そのため、長野県の担当者と打ち合わせをし、アドバイスを受ける中で今回の範囲を決めている。

(質問)規制範囲を 50mとした根拠はあるか。

(回答)岡谷市の禁止地域である湊から釜口水門までは、旧道や山が迫っているため諏訪湖岸と反対側を 25mの範囲で禁止にしていること、下諏訪町の禁止地域である高浜から下諏訪町漕艇場までは諏訪湖岸と反対側を 50mの範囲を禁止としているということ参考とし、今回の範囲は、下諏訪町の禁止地域と土地形状が似ているということで諏訪市も 50m以内の範囲を禁止地域とした。

(質問)令和 8 年 4 月 1 日に施行されるが、残り 3 ヶ月の間は今までどおりか、それとも指導をしていくのか。

(回答)今までどおりの扱いとなるが、4 月から禁止地域になることをお伝えし、新たな基準内での設置をお願いしていく。また、4 月以降に変更をする場合も同様に新たな基準が適用されることを説明していく。

報告(2) 諏訪市立地適正化計画の改定状況について

平成31年3月に策定した現行計画について、都市計画運用指針(国土交通省)に基づき、おおむね5年ごとに施策の実施状況や目標値の達成状況等について評価・分析を行い、必要に応じて見直しを行うこととされていることから、令和7年度から令和8年度の2か年をかけて見直しを行う。見直しを予定している内容(方向性)と、進捗状況及び今後のスケジュールについて報告するもの。

【質疑・意見】

(質問)具体的な防災指針としては、何かあるか。単に居住誘導区域の除外だけなのか。

(回答)災害ハザード区域を除外した部分には、防災指針は特段定めない。居住誘導区域に災害リスクが残る部分に防災指針を定めることとなるが、具体的な内容は未定。

(意見)今年の4月に諏訪市で発表した、地域の10年後の農業を考える「地域計画」により、農振除外が厳しくなっている。豊田小学校周辺には立地適正化計画の拠点があるが、農業振興地域も多いのでその辺をどう考えていくか。また、益々増えていると思われる空き家についても考えていったほうがいいと思う。

(質問)端末公共交通手段の「端末」とは何か。また、公共交通の一定水準以上のサービスとあるが、一定水準の基準は何かあるのか。

(回答)共に立地適正化計画の手引きから引用している用語となる。「端末」とは、目的地まで向かう中で、最後に使用する交通手段と推測する。「一定水準」とは、一日一本の便では一定水準とは言えず、少なくとも朝晩に数便あるイメージのものである。わかりやすい表現や用語解説での対応をしていきたい。